

## 宮城県消防団PR動画等制作業務 委託仕様書

### 1 委託業務名

宮城県消防団PR動画等制作業務

### 2 委託業務の目的

近年、全国各地で地震や風水害等の大規模災害が激甚化・頻発化する中、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護する地域防災力の重要性が更に増している。

このため、地域防災力の中核を担う消防団員の確保に向け、若年層を中心とした県民に消防団活動や制度を理解してもらおうとともに消防団の認知度を高めるため、効果的な広報素材として動画、パンフレット及びリーフレット等の制作業務を行うことを目的とする。

制作した動画は発注者及び市町村等のホームページ、SNS及び動画共有サイトにアップロードするほか、イベント等で活用することにより、幅広く視聴を促すものとする。

### 3 委託業務の背景

本書6ページの参考データのとおり、宮城県内の消防団員数は年々減少しており、令和5年度は前年度に比べ518人減少し17,245人で、消防団員の減少率は宮城県は全国平均よりも大きい状況にあり、消防団員の確保が急務となっている。

また、被雇用者団員の割合は、令和元年度以降70%以上で推移しており、令和5年度は70.8%となっていることから、消防団員が円滑に消防団活動を行う上では、勤務している職場の理解を得ることが重要である。

さらに、宮城県内の消防団員の年齢構成は、全国と比べて若年層が少なく、高齢層が多くなっている。特に、29歳未満は2倍以上、30～39歳では10ポイント以上それぞれ開きがある。その反面、50歳以上の高齢層が多く、全国と比べても宮城県の消防団は高齢化の傾向にある。このため、消防団員の確保に当たっては、若年層を中心に訴求していく必要がある。

### 4 委託業務の内容

消防団をPRする動画、パンフレット及びリーフレットの制作に係る企画、演出、撮影、録音、編集、ナレーション等の映像（実写映像に限定しない。）制作に必要な業務及び付帯する業務一切とする。

撮影に際しての使用料、機器の損傷等に係る損害等の費用は受託者の負担とする。

#### (1) 動画、パンフレット及びリーフレットの訴求対象

主に10代から40歳未満を中心とした宮城県民

#### (2) 制作する動画、パンフレット及びリーフレットの内容

## イ 動画

- ① 消防団員が活動する様子及びインタビューを通して、消防団及び団員の雰囲気、活動内容を伝えることで、消防団及びその活動への理解が深まる内容とする。
- ② 受託者の知識、技術、経験等を活かし、訴求対象に魅力ある演出・効果を用いることにより、「観てみたい」と思わせる映像とする。
- ③ 消防団及びその活動に興味を持たせるキャッチコピー及びイメージアップの演出を提案し、動画に用いるものとする（パンフレット及びリーフレットも同様）。
- ④ その他の内容・演出方法については、契約後速やかに打ち合わせを行い、発注者の承認を得ること。
- ⑤ 映像品質は、契約後に動画の種類及び目的に応じて発注者と協議し決定する。
- ⑥ 動画の種類は下表に掲げる6種類とする。このほか、契約金額の範囲において、受託者が効果的であると考え独自の種類があれば、発注者と協議の上、制作する。  
なお、出演する消防団及び消防団員が勤務する事業所等は、基本的に発注者が調整、確保する。

No.	種類
1	総集編（字幕、チャプターあり）180秒程度 ※消防団に取材・撮影を行い制作する。 ※消防団制度の基本的事項も入れ込むこととし、当該内容は発注者がデータを支給する。
2	学生団員編（字幕あり）90秒程度 ※消防団に取材・撮影を行い制作する。
3	女性団員編（字幕あり）90秒程度 ※消防団に取材・撮影を行い制作する。
4	基本団員編（ショート動画。No.1の動画や取材した素材から編集・構成する）15秒程度
5	学生団員編（ショート動画。No.2の動画や取材した素材から編集・構成する）15秒程度
6	女性団員編（ショート動画。No.3の動画や取材した素材から編集・構成する）15秒程度

- ⑦ 発注者が必要と認めた場合は、編集作業に立会い、内容の修正を指示することができる。また、映像の試写を納品日の概ね2週間前に行うものとする。ただし、発注者と協議の上、試写に換えてその他の手法による内容確認を行うことが出来る。

## ロ パンフレット及びリーフレット（電子データ）

- ① 内容は、前記イ①と併せて入団条件、年間スケジュール、身分及び処遇（報酬）といった消防団制度の基本的事項とし、当該内容は発注者がデータを支給する。
- ② デザインは、上記の動画制作に用いた映像素材も用いながら、訴求対象が手に取

ってみたいくなるようなカジュアル性及び視覚的な効果性を有するものとする。

- ③ 規格は、パンフレットは観音折り両面、仕上がりサイズはA4判、フルカラーを、リーフレットはA4判両面、フルカラーを予定するが、受託者が本業務の目的を達成するために効果的であると考える折り加工等があれば、発注者と協議の上、前記の規格に代え制作する。

なお、印刷は発注者が別途行う。

### (3) 成果品

DVD（トールケース入り）40枚。レーベル面及びトールケース表面は本編の内容のわかるようなデザインとすること。また、ファイル形式はDVDドライブ付きパーソナルコンピュータで再生及び複製が可能なものとする。

なお、パンフレット及びリーフレットは、規格に応じて5部印刷し提出するものとする。

### (4) 著作権

成果品の著作権は発注者に帰属する。また、各種イベント、発注者及び市町村等ホームページ、その他インターネット等で二次利用できるものとする。また、映像の一部のみの使用や再編集等も可とする。前記を考慮し、使用する映像・音楽の著作権、肖像権、個人情報保護など、適正に処理すること。

受託者は成果物について第三者が有する著作権その他の権利を侵害していないことを保証すること。やむを得ず第三者に著作権が帰属する場合は、本業務における利用に関し、発注者が無償かつ無制限に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得ること。また、第三者から著作権その他の権利の侵害等の主張があった場合は受託者がその責任においてこれに対処し、損害賠償等の義務が生じたときは、受託者がその全責任を負うこと。

### (5) その他

「(2) 制作する動画、パンフレット及びリーフレットの内容」に関連して、効果的である独自の提案事業があれば、発注者と協議の上、実施するものとする。

なお、これに係る費用については受託者の負担とする。

## 5 契約期間（委託期間）

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

## 6 成果品の納品場所及び納品期限

- (1) 納品場所 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号  
復興・危機管理部消防課

- (2) 納品期限  
イ 動画

1 2月末までに編集を含め中間成果品を納品し、完成品を契約期限までに納品すること。

ロ パンフレット及びリーフレット

1 2月末までに完成品を納品すること。

## 7 打合せ

当該業務について、随時、発注者との連絡・調整を行うものとする。

## 8 提出書類

(1) 受託業務実施計画書及び従業員名簿

受託者は、本業務の契約締結後、以下を踏まえ、速やかに受託業務実施計画書及び従業員名簿等を作成し、発注者に提出の上、業務を実施する。

イ 従業員名簿には、現場責任者、ディレクター、カメラマン、音声担当者等の別を記載する。

ロ 従業員のうち、ディレクター、カメラマン、音声担当者等、映像制作に従事する主たる責任者、作業者は、映像制作の実績を有する者とし、その経歴等を記載した書類を添付する。

(2) 受託業務実施報告書

受託者は、本業務の完了後、速やかに受託業務実施報告書を作成し、発注者に提出する。

## 9 秘密保持

(1) 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を、業務履行中及び業務完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保持

受注者は、個人情報の取扱いについて、別記の個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

## 10 その他

(1) 受託者は、受託する業務が行政サービスであることを十分認識し、法令・条例等を遵守し、業務を誠実に遂行しなければならない。

(2) 業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するために必要となる事項はすべて実施する。

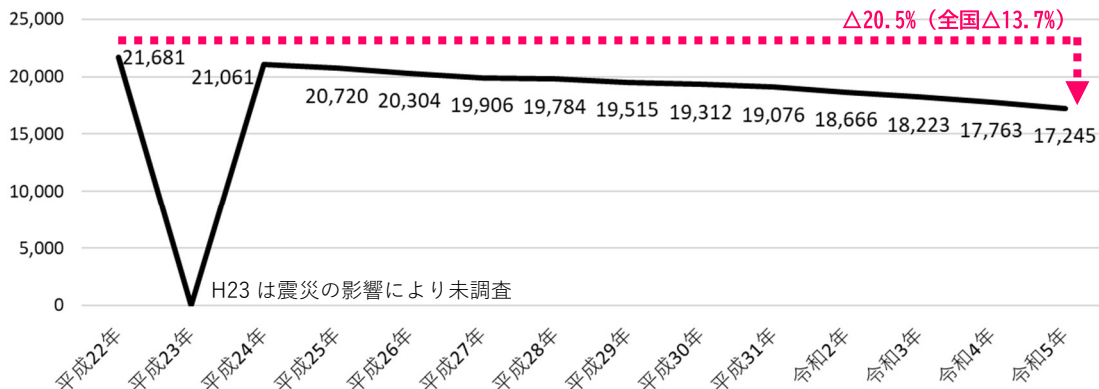
(3) 受託者は、発注者が本契約に係る映像等を発注者及び市町村等ホームページに掲載またはその他に利用する際に、画像の加工、編集等が必要となった場合は、可能な範囲に

において協力する。

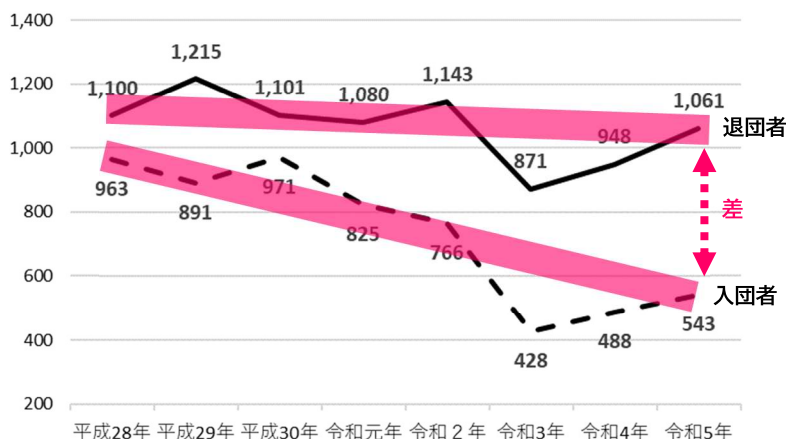
- (4) 受注者は、発注者の許可なく第三者に業務の再委託をすることはできない
- (5) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上決定する。

【参考データ】

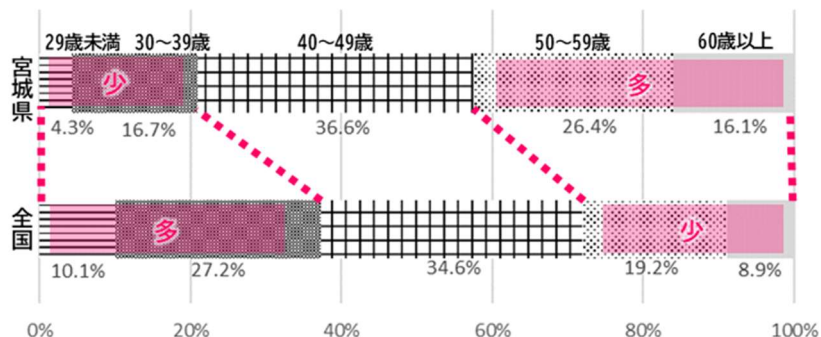
1 東日本大震災以降の宮城県内の消防団員数（人）の推移（各年4月1日現在）



2 宮城県内の消防団員の入退団者数（人）の推移（各年4月1日現在）



3 宮城県内の消防団員の年齢構成（令和5年4月1日現在）



## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務(以下単に「業務」という。)の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

### (個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者(以下「個人情報管理責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項(以下「特記事項」という。)に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

### (作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

### (個人情報の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

### (保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第61条第1項に規定する法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

### (個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、及び特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後使用する必要がなくなった場合は、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理し、及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。



(実地調査)

第 14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第 15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第 16 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 17 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。